宿毛市統合保育園新築工事設計業務委託に関するプロポーザル実施要領

第１　趣旨・目的

　宿毛市では、南海トラフの巨大地震に備え、浸水区域にある中央保育園及び咸陽保育園を高台に移転し、宿毛市の次世代を担う子どもたちにとって、安心で安全な地域に根ざした豊かな保育環境を整備しようとしている。

本事業は、公募型プロポーザル方式により、その内容及び能力を総合的に比較検討して最も適格と判断される設計者を選定することを目的とする。

第２　整備目標

　児童の豊かな成長に寄与できる保育環境を整えることを目標とする。

　○　安全で、人にやさしく、利用しやすい保育所

○　機能的で、地域の交流拠点となりうる保育所

○　景観に配慮し、周囲と調和した保育所

　○　敷地の形状を活かした保育（学習）活動を行うことのできる保育所

○　建設費用や保守管理費用の軽減に配慮した保育所

第３　業務概要

１　業務名　令和元年度　建委第2号（福）　宿毛市統合保育園新築工事設計業務委託

２　業務内容　宿毛市統合保育園新築工事に係る基本設計及び実施設計の作成。なお、建築工事設計

業務委託特記仕様書に基づき、業務を実施するものとする。

３　履行期限　契約締結日から令和3年1月8日まで

４　委託料(上限額)　52,338,000を上限とする。

　　　　　　　　　　債務負担（当該年度支払い限度額）令和元年度　15,700,000円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年度　36,638,000円

５　敷地の条件

　　　　　敷地面積　9,100㎡

建物規模　延床面積　2,400㎡程度

６　予定工事費　11億円（消費税等を含む。）を上限とする。ただし、駐車場等付帯設備を含む。

７　計画条件等

　（１）計画条件等は「建築工事設計業務委託特記仕様書」による。

（２）敷地については、本設計業務と並行する形で造成工事による切盛工事を行うこととしている。周辺のボーリングデータを参考として提示するが、実施設計の際には、建設箇所の地質調査を行い、詳細な地質データの確認を行う事とする。

８　発注者及び事務局

　（１）発注者　宿毛市

　（２）事務局　宿毛市福祉事務所（電話　0880－63－1114　　FAX　0880－63－0410）

第４　受託者の選定方法

１　方式

　本業務の受託者選定は、公募型プロポーザル方式による。

　期限内に参加意向申出書を提出した者のうち、後記「２　参加資格要件」に掲げる参加資格要件を満たすものであって「３　参加条件」に掲げる参加条件等に適合するもの（一次審査(提出書類による評価）を行い、該当者が多数の場合は、原則として５者以内を選定する。)に対し、技術提案書の提出を求め、「宿毛市プロポーザル審査委員会（宿毛市統合保育園新築工事設計業務委託）」（以下「審査委員会」）に置いて技術提案書提出者のプレゼンテーション及びヒアリングを行ったうえで審査(二次審査)を行い、本業務の実施に最も適切と判断された最優秀提案者及び次点となる優秀提案者を特定する。

　市は最優秀提案者を相手方とした契約交渉を行い、本件業務委託契約を締結する。辞退その他の理由により最優秀提案者との間に業務委託契約を締結できない場合は、優秀提案者を契約交渉の相手方とする。

２　参加資格条件

　　参加者の資格要件は次のとおりとする。

　　なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

　（１）令和元年度の宿毛市の入札参加資格を有しているもので、建築関係コンサルタント業務「建築一般」の業種登録事業者であること。

　（２）次のいずれにも該当しないものであること。

　　　１）破産法（平成13年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申し立てを行った者

　　　２）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく会社更生手続き開始申し立てを行ったもので、同法に基づく会社更生手続き開始の決定を受けていない者

　　　３）特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申し立てを行った者

　　　４）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申し立てを行った者で、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていない者

　　　５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同上第2項の一般競争入札に参加させないことができる者

　　　６）宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号）第4条第1項各号に規定する排除措置対象者に該当した者

　（３）参加意向申出書等の提出時において、宿毛市建設工事指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

※　参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結までの間に、宿毛市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

　（４）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき、一級建築士事務所に登録されたもので、一級建築士数を2名以上有していること。

　（５）延べ床面積500㎡以上の保育園建設※1の設計業務履行実績※2を有すること。

　　※1　本項における保育園建設とは、平成31年度国土交通省告示第98号別添二に掲げる建築物の類型第11号の用途等第1類にある保育園とする

　　※2　本項における設計業務履行実績は、平成21年4月1日以降に履行完了した設計実績（監理業務は除く。）とする。なお、ＪＶの構成員としての実績は代表構成員としての実績に限る。

　（６）次のものは参加資格がないものとする。

　　　１）本業務に係る審査委員会の委員

　　　２）１）に掲げるものが、自ら主宰し、または役員もしくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属するもの

　　　３）１）に掲げる者の研究室等に所属するもの

３　参加条件

　（１）高知県内の事業者（支店及び営業所等を含む。）単体又は高知県内の事業者を含む設計共同企業体（以下「設計ＪＶ」という。）とする。

　（２）設計ＪＶで参加意向申出書等を提出する場合は、代表構成員が「２参加資格要件」をすべて満たし、その他構成員も「２参加資格要件」（１）から（３）を満たしている事とする。また、設計ＪＶの構成員は、単体企業及び他の設計ＪＶの構成員として参加意向申出書等の提出はできないものとする。

　（３）設計ＪＶの出資比率は、構成員の数が２者である場合にあっては３０％以上、３者である場合にあっては２０％以上であること。

　（４）配置技術者（担当チーム）

　　　分担業務分野の分類及び業務内容は次の表によるものとし、管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者を次の通り配置し、担当チームを構成するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分担業務分野 | 業務内容 |
| 建築（総合） | 平成31年国土交通省告示第98号別添一に掲げる基本設計及び実施設計の業務のうち、「戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書」の表の「設計の種類」における「総合」に関する業務 |
| 構造 | 同上「構造」に関する業務 |
| 電気設備 | 同上「設備」のうち「電気設備」に関する業務 |
| 機械設備 | 同上「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」及び「昇降機等」に関する業務 |

　（５）管理技術者は、主任担当技術者を兼任してはならない。また、各主任担当技術者は、ほかの主任担当技術者を兼任してはならない。

　（６）管理技術者及び各担当主任技術者は、参加意向申出書等を提出したものと直接的かつ恒常的に3カ月以上の雇用関係※1（以下「直接的な雇用関係」）にあること。設計ＪＶで参加意向申出書等を提出する場合は、設計ＪＶの構成員と直接的な雇用関係にあること。なお、構造、電気設備、機械設備の担当主任技術者に協力事務所の職員を加えた場合は協力事務所と直接的な雇用関係にあること。

　　※1　直接的な雇用関係とは、管理技術者、建設(総合)担当主任技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者、派遣社員については該当しないものとする。

　（７）配置技術者は、それぞれ次に掲げる資格を満たすものとする。また、管理技術者については平成21年4月以降に日本国内で基本設計又は実施設計を履行完了した同種業務、類似業務に管理技術者として携わった実績を有すること。ただし、1つの事業で基本設計と実施設計が別々の契約となっている場合は、1つの実績とする。

なお、配置技術者の業務の実績及び業務の区分及び業務の携わった立場の区分は以下のとおりとする。

　　ア　設計業務に係る配置技術者

　　　①管理技術者：一級建築士

　　　②建築（総合）担当主任技術者：一級建築士

　　　③建築（構造）担当主任技術者：構造設計一級建築士又は一級建築士

　　　④電気設備担当主任技術者：建築設備士又は設備設計一級建築士

　　　⑤機械設備担当主任技術者：建築設備士又は設備設計一級建築士

　　イ　業務の実績及び業務の区分

　　　配置技術者における業務の実績は以下に示すものとする。

　　　同種業務：延べ床面積2,000㎡以上（原則1棟の面積とするが、同一敷地内であれば合計でも可）の保育園（平成31年国土交通用告示第98号別添二の類型第11号第1類の保育園を示す。）の新築及び改築の基本設計又は実施設計業務を対象とする。

　　　類似業務：延べ床面積500㎡以上の保育園又は延べ床面積2,000㎡以上の平成31年国土交通用告示第98号別添二の類型第11号の福祉・厚生施設の新築及び改築の基本設計又は実施設計業務を対象とする。

　　　※　履行実績は、平成21年4月1日以降に履行完了した実績を対象とする。

　　　※　改修設計業務の場合は、新築部分の延べ床面積が2,000㎡以上とする。

　　　※　増築の場合は、増築部分の当該用途の面積が2,000㎡以上であるものに限る。

　　ウ　業務の携わった立場の区分

　　　①「管理技術者」とは、業務の管理及び統括等を行う者をいい、これに準ずる立場の者を含む。

　　　②「担当主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいい、これに準ずる立場の者を含む。

　　　③「担当技術者」とは①、②に示す「管理技術者」「主任担当技術者」以外の技術者をいう。なお、配置技術者の実績において再委託業務などにより担当技術者等としての実績が確認できない場合でも現に業務を行った者は業務の履行が確認できる資料により担当技術者の実績を確認する。

　（８）協力事務所（業務の再委託先）について

　　　ア　本業務における専門分野（３　参加条件（４）配置技術者(担当チーム)に示す管理技術者および建築（総合）主任技術者が担う業者）を除く。）について、協力事務所を加えることができる。ただし、協力事業者は、本業務に参加する別の単体企業、共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。

　　　イ　協力事務所は、「２　参加資格条件（２）から（３）」までを満たすこと。協力事務所およびＪＶ構成員の企業に属する配置技術者の配置の制限は次を参照する事。

　　　　　凡例　　○：該当する企業から配置　　　△：該当する企業のいずれかから配置

　　　　　　　　　◆：協力事務所から配置可能　　－：該当する企業からの配置は不可

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 配置技術者 | 単体企業 | ＪＶ |
| 単体企業 | 協力事務所 | 代表構成員 | 構成員 | 協力事務所 |
| ア | 管理技術者 | ○ | - | ○ | - | - |
| イ | 建築総合担当主任技術者 | ○ | - | △ | △ | - |
| ウ | 建築構造担当主任技術者 | ○ | ◆ | △ | △ | ◆ |
| エ | 電気設備担当主任技術者 | ○ | ◆ | △ | △ | ◆ |
| オ | 機械設備担当主任技術者 | ○ | ◆ | △ | △ | ◆ |

　　　ウ　協力事業者から配置する上記の主任技術者は、公告日の3カ月以上前から協力事務所との雇用関係が継続していること。

４　現地説明会

　　実施しない。

５　審査の実施

　（１）審査委員会の構成

　　　審査委員会の委員構成については、評価の公平性を確保するため、本プロポーザル手続きが完了するまで、公表しないものとする。

　（２）審査スケジュール（案）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 日時 |
| １ | 実施要領公表及び資料配布※市ホームページからダウンロード | 令和元年9月9日（月）から令和元年9月24日（火） |
| ２ | 参加意向申出に関する質問受付 | 令和元年9月9日（月）から令和元年9月17日（火）まで |
| ３ | 参加意向申出に関する質問への回答 | 令和元年9月18日（水） |
| ４ | 参加意向申出書提出受付締め切り | 令和元年9月24日（火） |
| ５ | 一次審査（書類審査） | 令和元年9月25日（水）から令和元年10月8日（火）まで |
| ６ | 一次審査結果通知　技術提案書要請通知 | 令和元年10月10日（木）予定 |
| ７ | 技術提案に関する質問受付 | 令和元年10月11日（金）から令和元年10月22日（火）まで |
| ８ | 技術提案に関する質問への回答 | 令和元年10月24日（木） |
| ９ | 技術提案書提出受付締め切り | 令和元年10月31日（木）予定 |
| １０ | 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング） | 令和元年11月上旬 |
| １１ | 二次審査結果通知・公表 | 令和元年11月15日（金）予定 |
| １２ | 契約手続 | 令和元年11月18日（月）から令和元年11月26日（火）まで |

　　　※スケジュールに変更があった場合は別途、通知する。

第５　手続き

１　参加意向申出書等の交付場所および交付方法

　（１）交付場所　宿毛市福祉事務所

　（２）交付方法　参加意向申出書等は宿毛市ホームページからの入手を原則とする。これによりがたい場合は、担当課においても希望者には直接交付する。（直接交付による場合の交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

一次審査

２　参加意向申出書等の提出方法

　（１）提出書類

　　ア　参加意向申出書（様式１）

　　イ　配置技術者一覧(様式２)

　　ウ　協力事業者の内容等（様式３）

　　エ　設計事務所の主要業務実績(様式４)

　　オ　管理技術者の業務実績等(様式５)

　　カ　受託した場合の建築総合担当主任技術者の業務実績等　(様式６)

　　キ　受託した場合の各担当主任技術者の業務実績等　(様式７)

　　ク　設計業務共同企業体協定書の写し（様式１０）

　　ケ　委任状（様式１１）

　　コ　使用印鑑届　(様式１２)

　　※様式１０から様式１２は設計ＪＶでの参加の場合に提出。

　（２）提出場所　事務局

　（３）提出方法　持参又は郵送（簡易書留に限る。）によること。

　　　　　　　　　ただし、提出期限までに必着のこと。

　（４）提出部数　様式１から様式３、様式１０から様式１２は、１部提出すること。

　　　　　　　　　様式４から様式７までは、左上１箇所ホチキス留等で15部提出すること。

　　　　　　　　　提出書類一式のPDFデータ　1部（CD-R又はDVD）

※　雇用関係、実績、保有資格、受賞歴等の確認のための資料は紙ファイルにまとめて綴じて提出すること。

　（５）提出期限　(参加意向申出書等提出期限)

　　　　　　　　　様式１から様式７、様式１０から様式１２の書類の提出期限は、

　　　　　　　　　令和元年9月24日（火）午後5時必着とする。

３　参加意向申出書等に関する質問書の提出場所及び方法

　参加意向申出書等に関して質問がある場合は。質問書（様式８）を作成し、提出期限までに電子メールで提出する事とする。なお、必ず担当事務局への電話連絡により、電子メールの着信を確認する事とする。

　電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

　（１）提出期限　令和元年9月17日（火）

　（２）提出先メールアドレス　fukushi@city.sukumo.lg.jp

　（３）回答期限　令和元年9月18日（水）

　（４）回答方法　質問を取りまとめ回答書として参加意向申出書提出者すべてにメール送信する。

４　参加意向申出書等の記入上の留意事項

　（１）各様式における作成及び記載上の留意事項

　　ア　様式４から様式７までの実務実績とは、平成21年4月以降に日本国内で実施設計を完了した同種業務、類似業務の実績とする。設計ＪＶの場合は、各構成員の実績のうちから記入すること。

　　イ　様式４の主要業務実績には、同種業務・類似業務実績のうち同種業務を優先して5件以内で記載し、5件に満たない場合は、記載後空欄とすること。

　　ウ　様式４の主要業務実績の記載に当たっては、契約および業務完了を称する書類の写しを１部添付すること。

　　エ　様式５から様式７の「立場」は、関わった業務分野及び立場（管理技術者、担当主任技術者、担当技術者又はこれに準ずる立場）を記載し、それを確認することができる資料の写し（PABDIS、重要事項説明書等）を添付すること。ただし、自社での証明は不可とする。

　　オ　様式５から様式７の主要業務実績は、様式５及び様式６は、5件以内、様式７は、3件以内で記載し、それぞれの件数に満たない場合は記載後空欄とすること。

　　　　　また、同種・類似業務実績の記載にあたっては、同種業務実績を優先すること。

　　カ　様式５から様式７の業務実績の記載に当たっては契約および業務完了を称する書類の写しを１部添付すること。また、技術者の保有資格については、それを称する資格者等の写しを１部添付すること。

　　キ　様式５及び様式６の受賞歴の対象は以下のとおりとする。受賞歴についてはそれを確認することができる資料の写し（携わった立場も確認できること。）等を添付すること。なお、受賞対象の業務における立場が、管理技術者又は及び主任技術者であることを評価の対象とするので、これに該当しないものは記入しないこと。

　　　　日本建築学会（学会賞、作品選奨）、日本建築家協会（日本建築大賞（JIA日本建築大賞）、建築家協会賞（ＪＩＡ優秀建築賞）、ＪＩＡ新人賞、協会選100選（優秀建築選100作品））、公共建築協会（公共建築賞、特別賞、優秀賞）、日本建設業連合会（ＢＣＳ賞）の受賞に限る。

　　ク　管理技術者、および各担当主任技術者については、「第４受託者の選定方法　３参加条件(６)」の条件を確認するため、健康保険証の写し等、雇用関係の継続を証明できるものを添付すること。

　　ケ　様式５及び様式６の「主な手持ち設計業務量」は、令和元年7月1日現在における設計業務について記載すること。なお、他のプロポーザル特定見込み契約のものも含めることとし、工事監理業務は含めないものとする。

　　コ　協力者を加える場合は、様式３に記載すること。

　　サ　様式４から様式７は、提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容記述（具体的な会社名等）を記載しないこと。

５　一次審査における評価基準

【一次審査評価基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 主な評価基準 | 配点 |
| ア事務所の能力 | 事務所の有資格者数及び同種又は類似業務の実績、 | 25.0 |
| イ配置技術者の技術力 | 配置技術者の実績や受賞歴・継続教育（ＣＰＤ）の取得単位 | 75.0 |

６　技術提案書提出者の選定

　参加意向申出書の提出があったもののうち、一次審査（書類審査）を通過した二次審査対象者（原則として5者以内）に書面によりその旨を通知するとともに、技術提案書の提出を要請する。

また、二次審査対象者として選定されなかった者には、書面によりその旨を通知する。

なお、一次審査評価点数に同点のものがある場合は、企業実績の評価により順位付けを行う。それも同点の場合は、配置技術者の実績により順位付けを行う。

　　なお、選定されなかったものについては点数および順位の開示を要求することができる。それ以外の審査結果についての質疑及び異議は受け付けない。

二次審査

７　技術提案書の提出

　技術提案書の提出を求められたものは、次により「技術提案書（様式９から９－２）」、を提出するものとする。

　（１）提出書類

　　ア　技術提案書表紙（様式９）

　　イ　技術提案書（様式９－１及び９－２）

　　　次の提案テーマ等①から④について、それぞれＡ３片面１ページ（カラー可）以内にまとめること。

　　　①業務実施方針

　　　　基本的な考え方（基本コンセプト）、業務の実施方針、地元雇用や地域経済の活性化に関する配慮事項、取り組み体制、設計チームの特徴、業務の工程、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等

　　　②提案テーマ1：『保育環境』

　　　『児童の豊かな成長に寄与できる保育環境を整える』

　　　（児童や職員の利用しやすさに配慮し、児童が楽しく保育園生活を送れる空間構成と保護者がスムーズに送迎でき、安心して預けられる保育園であることに言及すること。）

　　　③提案テーマ２：『防災』

　　　　『災害時にも受け入れ業務が継続できる防災機能の考え方について』

　　　　（建築計画、構造、設備の面から、安心・安全な保育園として備えるべき機能について言及すること。）

　　　④提案テーマ３：『経済性』

　　　　『建設費を含むライフサイクルコストの縮減方策について』

　　　　（ライフサイクルコストの縮減とメンテナンス性を考慮し、長期の使用を想定した保育園の維持管理手法について言及すること。）

　（２）提出期限

（第２次提出期限）

　様式９、様式９－１、９－２の提出期限は、令和元年10月31日（木）を予定している。詳細は、第１次審査により選定されたものに別途通知する。

　（３）提出場所　事務局

　（４）提出方法　持参又は郵送（簡易書留に限る。）によること。

　　　　　　　　　ただし、提出期限までに必着のこと。

　（５）提出部数　様式９は、各1部提出する事。

　　　　　　　　　様式９－１及び９－２は、15部提出する事。

　　　　　　　　　提出書類一式のPDFデータ　1部（CD-R又はDVD）

８　技術提案に関する質問の受付

　参加意向申出書等に関して質問がある場合は。質問書（様式８）を作成し、提出期限までに電子メールで提出すること。なお、必ず、担当事務局への電話連絡により、電子メールの着信を確認すること。

　電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けない。

　（１）提出期限　令和元年10月22日（火）

　（２）提出先メールアドレス　fukushi@city.sukumo.lg.jp

　（３）回答期限　令和元年10月24日（木）

　（４）回答方法　質問を取りまとめ回答書として技術提案書提出者すべてにメール送信する。

９　技術提案書の記入上の留意事項

　　ア　様式９－１及び様式９－２は、提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容記述（具体的な会社名等）を記載しないこと。

　　イ　様式９－１及び９－２の記載にあたっては、次の事項に留意し、提案表現の制限に抵触することがあれば減点の対象とする場合がある。

　　ウ　提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。

　　エ　文字は読みやすいように10ポイント以上の文字とすること。なお、図・表中の文字についてはこの限りではないが、読みやすさに配慮する事

　　オ　視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲において、イメージ図、パース、簡易な立面、平面図は認めるが、模型は認めない。

　　カ　要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

１０　プレゼンテーション及びヒアリング

　第一次審査通過者に対し、次により技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

1. 実施予定日　令和元年11月上旬
2. 実施場所(予定)　　宿毛市役所　3階　委員会室

　　　　　　　　（詳細については第一次審査通過者に通知します。）

　（３）出席者　説明者は管理技術者1名及び担当主任技術者のうち2名の計3名以内とする。原則として代理者の出席及び指定されたもの以外の出席は認めない。

　（４）実施方法及び留意事項

　　　ア　プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

　　　イ　会場への誘導は、集合場所から係員の指示に従うこと。

　　　ウ　プレゼンテーション及びヒアリングの順番は参加意向申出書の受付順とする。

　　　エ　プレゼンテーション及びヒアリングの時間は１者50分程度とし、その内訳はプレゼンテーション20分以内、ヒアリングを30分程度想定している。

　　　オ　説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間（10分程度想定）に行うこと。

　　　カ　プレゼンテーションに使用する資料は技術提案書の内容のみとし、内容の変更や追加は認めない。各社で用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明すること。ただし、提案書に記載された文章図等の範囲であれば、拡大用紙(パネル)、ビデオプロジェクター静止画像を使用することは可とする。なお、模型の提示及び動画の使用は認めない。また、パワーポイントの使用のため、内容の変更を伴わない編集を行うことは可とする。

　　　キ　プロジェクターは、事務局で用意する（ＥＰＳＯＮ　ＥＢ－Ｗ３１）。機種の使用等については、事前に確認すること。なお、スクリーンは（ＥＰＳＯＮ　ＥＬＰＳＣ０８

Ｗ1620ｍｍ×　Ｈ1220ｍｍ）の大きさを用意する。

　　　ク　その他の留意事項は、第一次審査通過者に送付する選定結果通知書に記載する。

１１　審査における評価項目

【評価基準】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 主な評価基準 | 配点 |
| 一次評価点 |  | 100.0 |
| 二次評価点（配点：300.0） |
| 業務実施方針 | 業務理解度、地域理解度、地元雇用や地域経済への活性化に対する配慮、工程の適格性 | 40.0 |
| 提案テーマ１（保育環境） | 提案内容の適格性、独創性、実現性 | 100.0 |
| 提案テーマ２（防災） | 70.0 |
| 提案テーマ３（経済性） | 80.0 |
| プレゼンテーション | 取り組み意欲、コミュニケーション能力 | 10.0 |
| 総合評価点 | （一次+二次） | 400.0 |

１２　受託候補者の特定

　（１）受託候補者の特定

ア　各委員がつけた二次審査における総評価点に一次審査の評価点を加え、総合評価点を算出し、総合評価点の高いものから委員ごとに順位点を算定する。

イ　順位の一位獲得数が最も多いものを最優秀提案者（優先交渉権者）とし、一位獲得数が次に多いものを優秀提案者(次点交渉権者)とする。

ウ　一位獲得数が同点の場合は、委員毎の順位点の合計（総順位点）の高いものから順位付けを行う。獲得した総順位点が同点の場合は、各委員つけた総合評価点の合計が高いものから順位付けを行う。それも同点の場合は、参考見積書（任意様式）の徴取を行い安価なものから順位付けを行う。

（２）審査結果の通知等

　技術提案者全員に書面にて通知し、審査結果については、宿毛市ホームページにおいて公表する。なお、公表する内容は、各提出者の一位獲得数とし、一位獲得数が同点の場合は順位の決定に用いた評価基準項目の点数を公表する。また、提出者の名称（企業名）については、優先交渉権者のみ公表する。

　　　なお、選定されなかったものについては点数および順位の開示を要求することができる。それ以外の審査結果についての質疑及び異議は受け付けない。

１３　契約の締結

　（１）契約締結交渉

　　　優先交渉権者に特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点交渉権者と交渉を行う。

　　　なお、特定された技術提案書等の内容によって、仕様書の一部を変更したうえで契約する場合がある。

　　　契約締結者が確定した後、契約締結者の技術提案書は宿毛市ホームページにおいて公表を行う。

１４　失格要件

　次のいずれかに該当する場合は、提案者及び受託候補者の資格を取り消すものとする。

　（１）提出書類に虚偽の記載があった場合

　（２）審査の公平性を害する行為があった場合

　（３）参加資格要件を満たさなくなった場合

　（４）提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合

１５　その他

　（１）本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

　（２）本プロポーザルにおいて、本市に関連する情報を入手するための紹介窓口は宿毛市福祉事務所とする。

　（３）参加者１社につき１提案とする。

　（４)書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨ならびに日本国の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位に限る。

　（５）提出書類において、他の文献を引用した場合は、出展を明示すること。

　（６）提出書類の著作権は参加者に帰属するが、審査および（８）に示す公開に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。

　（７）提出書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加意向申出書等に記載した配置予定技術者は原則変更できないものとする。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者が病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、本市の了解を得なければならない。

　（８）提出された技術提案書は、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）に基づく情報公開請求があった場合、ならびに議会へ説明する場合、公開することとする。

　（９）参加者に対する現地説明会等は開催しない。今後、建設予定地の造成工事およびアクセス道路の整備を行う予定としており、まだ未整備であるため、個別に現地調査等を行う場合は、十分注意をすること。

　（１０）本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議して決定する。

　（１１）参加者は、本要領に定める諸条件に同意したうえで、本プロポーザルに参加すること。